

寒川町公金取扱金融機関に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(歳入金 の収納)</p> <p>第10条 収納金融機関は、納入義務者から納税通知書、納入通知書、納付書、返納通知書(以下「納入通知書等」という。)又は督促状を添えて、<u>歳入</u>の納付を受けたときは、これを領収し、納入通知書等の各片に領収印(第1号様式)を押し、領収書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、領収印は、<u>収納金融機関が様式以外の領収印を会計管理者に届け出たとき又は変更したときで会計管理者が承認した場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(歳入金等の収納)</p> <p>第10条 収納金融機関は、納入義務者から納税通知書、納入通知書、納付書、返納通知書(以下「納入通知書等」という。)又は督促状を添えて、<u>歳入等</u>の納付を受けたときは、これを領収し、納入通知書等の各片に領収印(第1号様式)を押し、領収書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 <u>収納金融機関は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する領収印以外の領収印を使用することができる。この場合において、当該収納金融機関は、あらかじめ会計管理者に当該領収印を届け出なければならない。届け出た領収印を変更する場合も同様とする。</u></p> <p>3 <u>収納金融機関は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による領収書の交付に代えて、歳入等の納付を証する書面を発行することができる。この場合において、当該収納金融機関はあらかじめ会計管理者に届出をし、承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(収納金融機関以外の金融機関における収納)</u></p> <p>第10条の2 <u>収納金融機関以外の金融機関において、歳入等の納付を受けた場合は、前条第1項の規定に準じて処理するとともに、当該納入済通知書等を直ちに収納金融機関を通じて会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>